平成２８年第４回上里町議会定例会会議録第３号

平成２８年９月６日（火曜日）

―――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第　７（町長提出議案第３１号）個上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　８（町長提出議案第３２号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第　９（町長提出議案第３３号）上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第１０（町長提出議案第３４号）上里町道路線の廃止について

日程第１１（町長提出議案第３５号）上里町道路線の認定について

日程第１２（町長提出議案第３６号）平成２８年度上里町一般会計補正予算（第２号）について

日程第１３（町長提出議案第３７号）平成２８年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第１４（町長提出議案第３８号）平成２８年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第１５（町長提出議案第３９号）平成２７年度上里町水道事業会計補正予算（第１号）について

―――――――――――――――――――――――――――――

出席議員（１４人）

１番　飯　塚　賢　治　君	２番　戸　矢　隆　光　君
３番　仲　井　静　子　君	４番　猪　岡　　壽　君
５番　齊　藤　　崇　君	６番　岩　田　智　教　君
７番　植　井　敏　夫　君	８番　高　橋　正　行　君
９番　納　谷　克　俊　君	１０番　新　井　　實　君
１１番　沓　澤　幸　子　君	１２番　高　橋　　仁　君
１３番　伊　藤　　裕　君	１４番　植　原　育　雄　君

欠席議員　なし

―――――――――――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	岸智敏君
総合政策課長	岡村拓哉君	くらし安全課長	望月誠君
町民福祉課長	板垣延雄君	子育て共生課長	山田隆君
健康保険課長	山下容二君	高齢者いきいき課長	山口圭子君
まち整備課長	稲岡信行君	産業振興課長	南雲定夫君
上下水道課長	宮下忠仁君	学校教育課長	高橋淳君
学校指導室長	福島彰君	生涯学習課長	金井孝君

―――――――――――――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	飯塚好一	係長	神村輝行

◎開　　議

午前１１時１分開議

○議長（納谷克俊君）　ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第７　町長提出議案第３１号　上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君）　日程第７、町長提出議案第31号　上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　議案第31号　上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第31号　上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員法第28条第４項の規定に基づく職員の失職に関する特例を定めるため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

改正概要につきまして御説明申し上げます。

地方公務員法においては、職員の失職に関する特例を条例で定めることができるとされており、その判断は各地方公共団体に任されております。地方公務員法第16条第２号の「禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」などの欠格条項に該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとされております。次に、地方公務員法第28条第４項において、「職員は、第16条各号（第３号を除く）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う」とされております。

地方公務員法の欠格条項に禁固以上の刑に処せられた者が含まれているのは、その者の公務に対する信頼が損なわれるのみならず、町の公務全般に対する住民の信頼が損なわれるおそれがあるためとされており、地方公務員法が、欠格条項に該当する者を公務から排除することを趣旨とするものである以上、職を失うことは当然の措置とされているものでございます。近年、職員を取り巻く勤務環境等の状況は大きく変化してきており、通常業務のほか、地域活動やボランティア活動中において発生した事故、さらには交通事故などさまざまな事案において、職

員が責任を問われる可能性が増加していると言えます。こうした中、職員の非違行為に対しては厳しく対処すべきであり、故意や悪意のある犯罪などについては厳しい処分を下すべきであると考えております。しかし、過失による罪により、何の考慮もなく職員が失職となることは、状況によっては職員にとって厳し過ぎる措置となるとともに、知識や経験を持った職員を失うことになり、町及び町民にとって損失となってしまうとも考えられます。

今回の改正は、禁固刑以上で執行猶予がついた場合に、特例として対応することができるとしたものでございます。この特例は、例外的な扱いであり、過失により罪を犯した職員を例外的に救済することができるとしたものであるため、特例の適用判断に当たっては、慎重に対応したいと考えております。

続きまして、条文の改正内容について御説明申し上げます。

本条例の目的について規定されております第１条中「第28条第３項」を「第28条第３項及び第４項」に改め、「効果」の次に第28条第４項の内容であります「職員の失職の特例」を加えます。

続いて、既存の「第５条」を「第６条」に繰り下げ、「第４条」の次に失職の特例に関する第５条を加え、「第５条第１項」として、「任命権者は、法第16条第２号の規定に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。」そして、第２項として「前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。」を加えます。

最後に附則ですが、この条例の改正は公布の日から施行する旨の規定をしております。

以上で、上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

５番、齋藤崇議員。

〔５番　齋藤　崇君発言〕

○５番（齋藤　崇君）　第５条の刑に係る罪は過失という文言があるんですけれども、この過失というのを辞書で見ますと、過ちとかしくじりというふうに解説があります。この過失をどういう判断をするか、その過ちというのも幅があると思うんです、人間のやることですから。

その辺の要するに過失がどの程度判断とする材料というんですかね、基準というんですか、このくらいの過ちだったらいいだろうとか、この辺の過ちはちょっとなというふうな、一から十まで幅がある過失の中で、どういうふうにまず判断するのかということと、当然刑の執行ということは、報道機関というか、新聞とかに掲載される可能性もあるわけですね。こういった場合に個人名、成人ですから当然個人名が掲載、報道される可能性はあるというふうに考えます。となると、その当事者というか、本人がそういった本当の過ちであって、こういった条例の中でカバーされても、実際当人においては自分が例えばそういった恩恵というか救済の手を差し伸べられても、逆に公表された場合居づらくなるとか何かということはあろうかと思うんですけれども、そういった場合に、この任命権者はこういうことができるよ、その職を失うものとすることはできるというふうにうたいますけれども、その辺どうなのか私はちょっと疑問符がつくんですけれども、その辺について説明していただけますか。

○議長（納谷克俊君）　総務課長。

〔総務課長　岸　智敏君発言〕

○総務課長（岸　智敏君）　齋藤議員の御質問に対しまして御説明をさせていただきます。

いま、過失の度合いということでお話があったわけでございますけれども、この度合いにつきましては、当然数字的にやらせるということではございませんので、当然懲戒処分審査委員会等含めながら、どのように対応するかということでございまして、ただ、実際この適用が今幾つも適用されているという状況ではなくて、基本的には過失があるということになりますと、事例を見ましてこの条例があっても、やはりなかなか過失の度合いの大きさという判断の中で、適用されていないというケースが多々見られる状況でございます。

なお、職員のその本人の居づらいというような話の中でございましたけれども、これにつきましても、その状況というのを判断しながら対応を本当に慎重にしないといけないというふうに考えておりまして、あくまでもこれはその状況を過失ということでございますけれども、状況判断した中の対応をさせていただくような形になるかと思います。多くの事例を見ても、これを適用して職員をこの適用したという事例が余りないものですから、多々交通事故等でやはりあったにしても、なかなかその度合いによってこれを適用したという事例も余りないというふうに思っておりますので、適用に当たっては十分注意して、もしするようであればできるという規定でございますので、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（納谷克俊君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第31号　上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　町長提出議案第３２号　上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君）　日程第８、町長提出議案第32号　上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　議案第32号　上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第32号　上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第６号）の公布に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第３項が改正されたことにより、同項を引用する上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

改正の対象となる条文では、小規模保育事業所及び、保育所型事業所内保育所において、４階以上の階を有する場合の避難用設備の構造要件について改正を加えるもので、改正箇所は、第28条第７号イの表及び第43条第８号イの表中でございますが、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を改

正といたしまして、「付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改正をいたします。また、「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第10号」に改めるものでございます。

この条例の詳細の内容について御説明をします。まず、今回の条例についてでございますが、家庭的保育事業等とあるのは児童福祉法に定める原則ゼロ歳から２歳を対象とする市町村が認可を行う小規模な保育事業でございまして、中でも、施設を整えて事業を行う小規模保育事業と事業所内保育事業というものが改正の該当となるものでございます。

本条例におきましては、小規模保育については28条、事業所内保育については43条にこれにかかわる設置基準の表がありまして、それを改正する内容となっております。

条例改正の対象となるのは、建物の４階以上に保育施設を設置する場合で、既存の建築物の一部を保育事業で使うことを想定しています。その場合屋内避難階段がある場合、バルコニーか付室を通じて連絡することになっておりますが、これまでの条例では、その付室の条件が外に向かって開けられる窓か排煙設備というものが必要でございました。これが改正によりまして、階段室が耐火構造または付室が耐火構造であることとなり、排煙設備に関する記述はなくなったものでございます。

以上が概要でございます。

最後に、附則でございますが、この条例の改正は、公布の日から施行する旨を規定をしております。

以上で、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔１１番　沓澤幸子君発言〕

○１１番（沓澤幸子君）　上里町におきましては、この家庭的保育事業は今現在はないわけでありまして、今後も私としましては認可園で対応していただきたいというふうに思っているわけではありますけれども、４階以上のこの家庭保育事業の条例でありますので、排煙施設がなくなるということでどういうことになるのか、安全面でどうなるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君）　子育て共生課長。

〔子育て共生課長　山田　隆君発言〕

○子育て共生課長（山田　隆君）　沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

排煙設備がなくなって、それでこちらの保育施設のほうが安全面でどうなのかというところでございます。国土交通省のほうでは、建築物の利用者の安全を確保しながら既存ストックの円滑に利用できるようなことをずっと検証を行ってきたものでございます。特に要望の多かったものとして、排煙設備の設置義務の緩和というものがございました。そちらにつきまして、検証結果で新たに排煙設備の設置を不要として、それでも安全性が保たれるということで、今回の改正に踏み切られたものかと思います。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君）　ほかに。

11番、沓澤幸子議員。

〔１１番　沓澤幸子君発言〕

○１１番（沓澤幸子君）　安全設備が不要になるということを要望してきているのは、設置者ではないかなというふうに思うんですね。利用する子どもたちにとってはより安全性を求めたときには、排煙設備が整っていた場合のほうが安全なんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、そこを確認したいと思います。

○議長（納谷克俊君）　子育て共生課長。

〔子育て共生課長　山田　隆君発言〕

○子育て共生課長（山田　隆君）　御質問に説明させていただきます。

新たなこの改正によりまして、付室についての条件がいろいろ変わったわけですけれども、耐火構造というところが新たに規定されてございます。その内容で安全面は確保されるということで理解しております。

以上です。

○議長（納谷克俊君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔１１番　沓澤幸子君発言〕

○１１番（沓澤幸子君）　議案第32号　上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対の考えを持っていますので、討論したいと

思います。

先ほどの説明でありますと、建築基準法の一部改正であって、家庭的保育事業を営んでいる方たちからの要望もあって調査等を行った結果、排煙設備がなくても大丈夫であろうといういわゆる緩和的な措置という説明でありました。しかしながら、この家庭的保育事業はゼロ歳から２歳が対象となっておりまして、みずからの力で避難することは本当に不可能な子どもたちであります。そうしたときに、上里町には現在ないわけではありますけれども、将来的に４階以上ということは上里においては今後ないと思いますけれども、万が一そういうときが生じたときに、危険はなるべく回避したほうがいいという立場に私は立ったときに、緩和されているからいいんじゃないかというふうには思えないわけであります。そこで、この一部改正には反対であります。

○議長（納谷克俊君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第32号　上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君）　起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　町長提出議案第３３号　上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君）　日程第９、町長提出議案第33号　上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　議案第33号　上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第33号　上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正されたため所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」に係る規定が設けられ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の対象となる条文は、条例第10条第３項において、放課後児童支援員の資格を規定をしております。その中で第４号は、学校教育法に規定する「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校」の教諭資格を定めておりますが、新たに「義務教育学校」の教諭の資格を加えるものでございます。

最後に附則ですが、この条例の改正は、公布の日から施行する旨を規定しております。

以上で、上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第33号　上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　町長提出議案第３４号　上里町町道路線の廃止について

○議長（納谷克俊君）　日程第10、町長提出議案第34号　上里町町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　議案第34号　上里町町道路線の廃止について。

議案第34号、上里町町道路線の廃止についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、終点が延長される新規道路認定に伴い、別冊のとおり路線の廃止をしたく本案を提出するものでございます。

上里町町道路線の廃止につきましては、お手元に配付をいたしました「廃止・認定路線調書」のとおり１路線でございます。

町道4054号線については現在御陣場川右岸の公園として整備された地区にある管理用道路を含めて新規認定するため廃止しようとするものでございます。

以上で、上里町町道路線の廃止についての提案及び内容説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第34号　上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　町長提出議案第３５号　上里町町道路線の認定について

○議長（納谷克俊君）　日程第11、町長提出議案第35号　上里町町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　議案第35号　上里町町道路線の認定について。

議案第35号　上里町町道路線の認定についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、県道児玉新町線の新道建設及び既存町道の終点延長に伴い、別冊のとおり路線の認定をしたく、本案を提出するものでございます。

上里町町道路線の認定につきましては、お手元に配付いたしました「廃止・認定路線調書」のとおり３路線でございます。

路線番号3336号線及び3337号線は、県道児玉新町線の新道建設に伴い現県道の一部認定の道路でございます。

次に、路線番号4238号線は、町道4054号線に公園として整備された地区にある管理用道路を含めて終点を延長した道路でございます。

以上で、上里町町道路線の認定についての提案及び内容説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

14番、植原育雄議員。

〔１４番　植原育雄君発言〕

○１４番（植原育雄君）　県道児玉新町線のところの道路、新しい県道ができることになると思いますけれども、現在の用地買収率は17.1％ということで昨日の一般質問の中で知ったわけですけれども、新しく県道が建設される県道の形が今のところまだ全然できていないということで、そういう時期に町道に認定する、ちょっと早過ぎるんじゃないのかなというふうに感じているわけですけれども、そこら辺のところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君）　まち整備課長。

〔まち整備課長　稲岡信行君発言〕

○まち整備課長（稲岡信行君）　植原議員の御質問に御説明いたします。

旧道の町道認定について時期が早いのではないかというような御質問でございますが、埼玉県ではバイパス整備等によって旧道となる区間については、わかりやすい道路の案内の観点や維持管理の適正化などから地元の自治体へ移管することとされておりまして、今回町道の認定をすることとしております。また、管理につきましては、改良工事が完了し新しい県道が供用

開始になるまでは上位路線である県の管理のままとなります。

また、町が現道を引き継ぐに当たっては、新しい県道が供用開始になるまでに県と修繕工事について町と協議をすることといたしております。

以上です。

○議長（納谷克俊君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第35号　上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　町長提出議案第３６号　平成２８年度上里町一般会計補正予算（第２号）について

○議長（納谷克俊君）　日程第12、町長提出議案第36号　平成28年度上里町一般会計補正予算（第２号）につての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　御提案申し上げました議案第36号　平成28年度上里町一般会計補正予算（第２号）についてご説明をいたします。

平成28年度上里町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによります。

第１条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億3,628万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億4,757万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、２ページですが、第１表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款14国庫支出金は2,009万3,000円の増額補正で、教育費国庫負担金の公立学校施設整

備費負担金、民生費国庫補助金の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金及び教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金でございます。

款15県支出金は4,415万9,000円の増額補正で、県負担金の旅費事務交付金、農林水産業費県補助金の新規就農総合支援事業費補助金や、埼玉県産地パワーアップ事業費補助金でございます。

款17寄付金は50万円の増額補正で、一般寄付金でございます。

款18繰入金は２億円の減額補正で、当初予算で繰り入れ予定であった財政調整基金の繰入金について減額をするものでございます。

款19繰越金は４億6,964万2,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は189万1,000円の増額補正で、平成27年度に交付した上里町社会福祉協議会事務費補助金の返還金でございます。

歳入合計では、現予算に対し３億3,628万5,000円を追加し、92億4,757万円とするものでございます。

次に、３ページから４ページまでが歳出で、議会費から教育費まで各項目にわたりまして、人事異動等による給与の補正が主な共通点となっております。

初めに、款１議会費は２万7,000円の増額補正で、給与費の増額でございます。

款２総務費は541万9,000円の増額補正で、主な内容は給与費、地方公会計システム関係機器購入、庁舎管理事業の修繕料、埼玉県旅券事務委託、社会保障税番号制度関連システム開発業務委託などの増額となっております。

款３民生費は２億765万7,000円の増額補正で、主な内容は給与費、いきいき福祉基金積立金、地域介護福祉空間設備等施設整備補助金、男女共同参画推進センター運営事業に係る修繕料、神保原・賀美児童館運営事業に係る修繕料などの増額となっております。

款４衛生費は21万7,000円の増額補正で、給与費の増額でございます。

款５農林水産業費は4,468万9,000円の増額補正で、給与費、新規就農総合支援事業費補助金、埼玉県産地パワーアップ事業費補助金の増額となっております。

款６商工費は25万円の増額補正で、商工業振興事業のふるさと納税返礼品に係る消耗品の増額となっております。

款７土木費は3,380万2,000円の増額補正で、主な内容は給与費、道路維持補修事業に係る舗装側溝補修等小規模工事、道路新設改良事業に係る雨水対策などの各種工事、町営住宅の入退去に係る修繕料及び宮本住宅駐車場整備工事などの増額となっております。

款９教育費は4,422万4,000円の増額補正で、主な内容は給与費、教育委員会事務局運営事業に係る障害児介助員賃金、低濃度ＰＣＢ含有廃棄物の破棄に係る手数料、小学校管理運営事業

に係る営繕工事、旧中央公民館解体に係る工事などの増額となっております。

続いて４ページをお願いいたします。歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして３億3,628万5,000円を追加し、92億4,757万円とするものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長よりお手元の補正予算の一覧で説明をさせていただきます。

○議長（納谷克俊君）　次に、担当課長より説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について　総合政策課長　岡村拓哉君補足説明〕

○議長（納谷克俊君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔１１番　沓澤幸子君発言〕

○１１番（沓澤幸子君）　１つ質問をしたいと思います。

Ａ３の１ページでありますけれども、総合行政情報システム事業、マイナンバーに伴うシステム改修ということでありますけれども、その後総務省から全額措置されるという説明でありましたけれども、今このマイナンバーカードは発行が非常に遅れていて、そういう中で重大な問題が発生しているにもかかわらず記述だけを先行して、システム改修、後々措置されるからいいんじゃないかという対応の仕方はどうなのかなというふうに思うんです。それで、現在の上里町におけるマイナンバーカードの受給済者は何人で、また申請者は何人おられて、受給手続はスムーズに行われているのかどうか、何カ月も待っている状況があるのかどうかお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（納谷克俊君）　町民福祉課長。

〔町民福祉課長　板垣延雄君発言〕

○町民福祉課長（板垣延雄君）　沓澤幸子議員の御質問に対しご説明をさせていただきます。

現在、マイナンバーカードの詳細の発行枚数等手元にちょっと資料がございませんので、その辺は今調べさせております。ただ、マイナンバーカードの発行につきましては、現在比較的にスムーズに推移しているのが現状でございます。当初２カ月強かかっておりました申請からの発行までの期間につきましては、現在一月ほどとなっております。

それと、交付手続につきましても窓口のほうもさほど混雑しないで、現在では自由に来てい

ただいた方に交付ができるような状況となっております。
以上です。
○議長（納谷克俊君）　ほかに質疑はありませんか。
　11番、沓澤幸子議員。
〔１１番　沓澤幸子君発言〕
○１１番（沓澤幸子君）　国の指導のもとで各自治体が９月補正で対応するということなのかどうか、上里町の発行状況は比較的スムーズだということでありますけれども、最近新聞で読んだんですけれども、やはり発行が非常に遅れていて富士通等に対して責任を問う等の報道もされているわけなんでありますけれども、９月補正でどこの自治体も国の指導のもとで補正を組むということなのかどうかお聞きしたいと思います。
○議長（納谷克俊君）　総合政策課長。
〔総合政策課長　岡村拓哉君発言〕
○総合政策課長（岡村拓哉君）　沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。
　今回補正予算に計上させていただいております情報連携でございます。こちらにつきましては、番号法の第19条に基づきまして同法別表第２に規定された情報連携ができる事務、そこで提供される特定個人情報につきまして、複数の機関の間でそれぞれの機関ごとに個人番号、それ以外の番号を付して管理している同一人の情報をひもづけいたしまして、相互に活用する仕組みのものでございます。この情報連携については、当初は平成29年１月から実施することとされておったところ、御案内のところかと存じますが、日本年金機構におけます情報流出を受けまして、平成29年７月に半年間延期されるということになったところでございます。
　この情報連携というもの自体は、この29年７月から実施されるということになっておりまして、そのために各他の行政機関とのオンライン上のやりとりが生まれるということから、今回それに間に合うように一律に合わせてこの総合運用テストというものを行ってまいるものでございます。
　御質問にもありましたようなマイナンバーのセキュリティー上の安全性ですとか、そういったものにつきましては、制度面の措置、またシステム面の措置といったものに加えまして、これは総務省のほうから全国一律に制度設計されている、あるいは特定個人情報については一元管理ではなく分散管理をされておるとか、あるいは今回情報連携をするに当たりまして、マイナンバー、それを統合宛名システムというもので、違う形にマイナンバーそのものではないものをやりとりするわけですが、こういったものをやりとりするに当たってオンライン化される、そのときには特殊回線を使った暗号化通信を実施するというような一律な制度面あるいはシステム面の措置というものがとられていくわけでございますが、上里町といたしましても現在通

常の事務用端末で構成されている情報系ネットワーク、それから、業務システムで構成する基幹系ネットワークと、これにはそれぞれスカイシークライアントビューという資産運用管理システムが導入されておるわけでございます。

このシステムによって、いつ誰がどのような情報をどのように扱ったかというような履歴を閲覧できることだけでなく、ＵＳＢメモリー等の記録媒体の使用を制限したりですとか、許可なくインターネット上の書き込みサイトへの書き込みを行った場合、外部メールへのファイル添付を行った場合に管理者側に警報が出るというような仕組みが構築をされております。

さまざまな、当然こういうような技術的制度面、制度的な措置を初めといたしまして、また、故意またはミスといったような人為的な要因による個人情報流出を防止するために、このマイナンバーの、あるいはこれから始まるこの情報連携といったものの適正な使用、あるいは情報の保管というものにあっては、職員個々の意識づくりあるいは定期的な職員研修を実施するなどの組織的な管理体制の整備が重要で考えるところでございますので、これからも多面的な安全管理措置を講じることで、万全な体制でこの情報連携といったものに対応してまいるというところで考えているところでございます。

○議長（納谷克俊君）　ほかに質疑はありませんか。

14番、植原育雄議員。

〔１４番　植原育雄君発言〕

○１４番（植原育雄君）　Ａ３横長の説明書の２ページのところで、まち整備課のところでありますけれども、道路新設改良事業工事請負費・道路改良舗装工事費等1,850万8,000円のところでありますけれども、説明では古新田地内の町道7041号線と説明があったかと思いますけれども、その工事箇所と工事内容と、そして工事金額を説明をお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君）　まち整備課長。

〔まち整備課長　稲岡信行君発言〕

○まち整備課長（稲岡信行君）　植原議員の御質問について説明いたします。

今回の道路新設改良、道路改良舗装工事費等でございますが、場所はですね、県道藤岡本庄線の古新田の交差点の１本西側で、また県道藤岡本庄線の南側の町道でございまして、現在側溝がない区間にて工事を段階的に行ってまいります。工事の内容は、今年度は浸透側溝を60メーターと、浸透式の貯留管を40メーターを道路下に設置するものです。

現在この区間は、先ほど申しましたが、側溝はなく、豪雨時の道路冠水が発生しておりまして、この間側溝はない区間でございますので、今回入れる浸透側溝等の整備効果を把握しやすいといったこと、それから既存の側溝を撤去することなく浸透側溝を整備することができますので、この区間に設置することとしております。

今回計上させていただいております工事費としましては、この箇所につきまして、1,685万6,000円でございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君）　14番、植原育雄議員。

〔１４番　植原育雄君発言〕

○１４番（植原育雄君）　ここ、側溝のないところ、道路側溝の工事ということでありますけれども、これは私が一般質問したところの古新田地内の流れの関係とはどんなような関係が出てくるでしょうか。

○議長（納谷克俊君）　まち整備課長。

〔まち整備課長　稲岡信行君発言〕

○まち整備課長（稲岡信行君）　同じ古新田地内なんですけれども、道路の冠水等につきましてはこの地域で各箇所で起こっておりまして、町といたしましては、今回この箇所で工事を行いまして、効果を把握して、浸透側溝の効果を確認しながら古新田の東のほうの区間についても整備について考えていきたいというふうに思っております。

○議長（納谷克俊君）　ほかに質疑はありませんか。

５番、齋藤崇議員。

〔５番　齋藤　崇君発言〕

○５番（齋藤　崇君）　２ページのまち整備課の一番下の住宅管理事業のところで、宮本住宅駐車場整備工事ということで246万5,000円計上していますが、12台分の駐車場の工事費ということですが、これは１契約住宅に入る場合、契約書を交わすわけですか、このときに１契約で何台分の駐車場を提供するような契約になっているのかということと、この12台分の駐車場の整備工事ということで、当然用地を拡幅しないと12台分のスペースはとれないんじゃないかと思うんですけれども、これは用地を確保して新たに駐車場を増設するという考えなのか、その辺を詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（納谷克俊君）　まち整備課長。

〔まち整備課長　稲岡信行君発言〕

○まち整備課長（稲岡信行君）　駐車場の確保についてですけれども、宮本住宅では各入居者に対して１世帯１台分の駐車場が確保されております。自動車を持っていない方もいらっしゃいますので、空きがある場合には２台目をとめている方もいるといった状況でございます。

それから、用地につきましては今回宮本住宅に隣接した町有地がございますので、その土地の一部を駐車場とすることとしております。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君）　５番、齋藤崇議員。

〔５番　齋藤　崇君発言〕

○５番（齋藤　崇君）　今の関連なんですが、一般的には駐車場、今答えていただいた中で１契約で１台分ということで、それ以上の車両を確保する場合は本来ならば一般的な考え方として、隣接する民間の駐車場を借り上げるとか、その個人がですね。そういうのが一般的だと思うんですけれども、これを金額にしていかがなものなのかということは別として、そこまで提供するという意図はちょっと私に理解できないんですけれども、普通ですとやはりほとんどが１家族１台分ということになれば、それ以外はほとんどは自分で個人で探して契約するというのが一般的な考えだと思うんですけれども、ここまでやる、提供する意図がちょっとわからないんですけれども、その辺もう少し詳しくお願いできますか。

○議長（納谷克俊君）　まち整備課長。

〔まち整備課長　稲岡信行君発言〕

○まち整備課長（稲岡信行君）　今回は宮本住宅の駐車場整備ということなんですけれども、同じ町営住宅の四ツ谷住宅でも車をとめたいという入居者の方がいらっしゃいまして、四ツ谷住宅では周辺の近隣の民間駐車場を利用している状況でございます。

宮本住宅周辺ですと、そういった規模の駐車場が今ない状況ですので、今回町有地を活用しまして駐車場を整備するということにしております。

以上です。

○議長（納谷克俊君）　副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　宮本住宅の駐車場の整備の関係でございますけれども、今回246万5,000円ということで整備費の工事の発注をするところでございます。

これについては、先ほど課長からお話がありましたように町有地が隣にございまして、現在この町有地については、年間草刈りを数回行って管理をしているというような、そんな状況でございます。そういう中で、宮本住宅の方から駐車場ももう少し欲しいというようなお話もございましたので、この部分を整地することによって歳入ということで駐車場料金もいただけるということで、そういう面で公共の福祉等ですね、また町の土地の有効活用その辺をあわせまして、今回整備工事を行うということでございます。

○議長（納谷克俊君）　５番、齋藤崇議員。

〔５番　齋藤　崇君発言〕

○５番（齋藤　崇君）　それは入居者の方が必要性があるということで要望があったと思うんですけれども、将来的に考えた場合に町としても人口減少だとかいろんな問題点を抱える中で、

そういった駐車場を今副町長の答弁の中にあったような考え方で推し進めていくのはいいと思うんですが、将来的に考えてそういったものが不必要になった場合、これはまた原形に戻すとかなんとかっていうことになると、またそこで経費が発生するわけですよね、それはそういった長い将来的なことも考慮した中での発想なのか。経費が草刈りと、今現在は発生していると、維持管理費が発生しているということですから、それはそれでいいと思いますが、その辺の費用対効果みたいな考え方でいった場合にどうなのかなというふうに、私は危惧するんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（納谷克俊君）　副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　将来的な利用との関係でございますけれども、現段階ではこういう考え方で進めているところでございまして、当然町の町有地でございますので、町の何らかの事由によりましてそこを活用するとか、または売却するとかそういうこともこれから考えられるわけでございますけれども、当面は条件つきという形でやらせていただくということでございます。

また、費用対効果の関係でございますけれども、この舗装の関係については一般的な駐車場として十分できる駐車場ということでございますので、それほど大きな金額の舗装工事とする考えはございませんので、その辺は今後十分留意する中で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（納谷克俊君）　町民福祉課長。

〔町民福祉課長　板垣延雄君発言〕

○町民福祉課長（板垣延雄君）　申しわけありません。先ほどの沓澤議員の御質問に対しまして、説明ができなかったマイナンバーカードの関係につきましてですが、８月末現在での数字ですが、Ｊ‐ＬＩＳへの申請件数が2,800件となっておりまして、８月末同じ時期で交付を申請された方に交付ができました枚数として、2,181件となっております。

以上です。

○議長（納谷克俊君）　ほかに質疑はありませんか。

５番、齋藤崇議員に申し上げます。

既に質問回数３回、会規則定められた３回超えております。

○５番（齋藤　崇君）　なので、簡潔に。

○議長（納谷克俊君）　特に発言を許可いたします。

質疑は簡潔にお願いします。

〔５番　齋藤　崇君発言〕

○５番（齋藤　崇君）　３ページの私がちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけれども、小学校の営繕になるのか教材予備品購入になるのか、光回線のことをちょっと説明があったと思うんですけれども、この辺について、町内の小・中学校で光回線というのはほとんど整備されているようには私は認識しているんですけれども、その接続用の機器のことでこの金額は計上されたのか、新規に光回線を導入する費用なのか、その辺も詳しくすみません。ダブってしまうかもしれませんが、聞き漏らしがあったかのように思うので、もうちょっと詳細な説明をお願いします。

○議長（納谷克俊君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　高橋　淳君発言〕

○学校教育課長（高橋　淳君）　御質問は、小学校管理運営事業役務費手数料のことで、12万5,000円の件でよろしいでしょうか。

そちらにつきましては、長幡小学校におきます光電話の回線工事ということで計上させていただきました。主要装置の切りかえ、それから光電話の機能追加費等を計上させていただきました。12万5,000円になっております。

以上です。

○議長（納谷克俊君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔１１番　沓澤幸子君発言〕

○１１番（沓澤幸子君）　議案第36号　平成28年度上里町一般会計補正予算（第２号）について反対でありますので、討論させていただきたいと思います。

先ほど質疑でも申し上げましたとおり、マイナンバー制度につきましては、全国でも訴訟が起きております。そして全国レベルでは、上里町ではそうではないということでありますけれども、配布が非常に遅れていて重大な問題が発生しています。そういう中において、目的期間、若干延長を図っていますけれども、期限に間に合うようにどんどん予算化していく、この姿勢に対して非常な危機感を持っています。

それで、住基ナンバー制度もそうでしたけれども、大きなお金をかけながら結局成功しなかった。マイナンバー制度についてももっと慎重にその辺を精査しながら進めていくべきであろうというふうに思います。国の指導のもと、上里町だけが予算化しないわけにはいかないという町の苦しい状況もわかるわけでありますけれども、だから流されていっていいものかと、そ

ういうふうに思います。後々総務省の方から措置されるといいましても、これは国民の大切な血税でありますので、もう少し慎重に進めていくべきであろうという立場で、この予算には賛成できない、そういう意見です。

○議長（納谷克俊君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第36号　平成28年度上里町一般会計補正予算（第２号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君）　起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後０時３３分休憩

午後１時３０分再開

○議長（納谷克俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１３　町長提出議案第３７号　平成２８年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（納谷克俊君）　日程第13、町長提出議案第37号　平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　御提案申し上げました議案第37号　平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

第１条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,849万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による

ものでございます。

第１表歳入歳出予算補正を説明いたします。

初めに歳入ですが、２ページをお願いいたします。

款３国庫支出金は、50万4,000円の増額補正で、平成30年度からの国民健康保険制度の見直しに係るシステム改修に係る経費について、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の交付決定により増額となっております。

款10繰越金は31万4,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計では、現予算に対し81万8,000円を追加し、38億8,849万円とするものでございます。

次に歳出ですが、下の表を御覧ください。

款１総務費は81万8,000円の増額補正で、職員手当等の増額、普通旅費の増額及び平成30年度からの埼玉県内の市町村国保がこうえき広域化のため、国が開発した国保保険者標準事務処理システムのうち、県が運用のため導入する国保事業費納付金等算定標準システムと連携させるための町の既存システムの改修経費を増額するものでございます。歳出合計も歳入同様現予算に対し81万8,000円を追加し、38億8,849万円とするものでございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重審議御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第37号　平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　町長提出議案第３８号　平成２８年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１

号）について

○議長（納谷克俊君）　日程第14、町長提出議案第38号　平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　御提案申し上げました議案第38号　平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）。

第１条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億726万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、２ページですが、第１表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款２国庫支出金は８万9,000円の増額補正。

款３支払基金交付金は、11万2,000円の増額補正。

款４県支出金は５万2,000円の増額補正で、包括的支援事業・任意事業費や介護予防日常生活支援総合事業費の増額に伴うものとなっております。

款６繰越金は15万9,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。歳入合計では、現予算に対し41万2,000円を追加し、16億726万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款４地域支援事業費は41万2,000円の増額補正で、認知症サポーター養成講座に伴う包括的支援事業・任意事業費の増額及び一般介護予防事業の通いの場立ち上げの支援に伴う介護予防日常生活支援総合事業費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様現予算に対しまして41万2,000円を追加し、16億726万6,000円とするものでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第38号　平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　町長提出議案第３９号　平成２８年度上里町水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（納谷克俊君）　日程第15、町長提出議案第39号　平成28年度上里町水道事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君）　御提案申し上げました議案第39号　平成28年度上里町水道事業会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

平成28年度上里町水道事業会計補正予算（第１号）。

第１条　平成28年度上里町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものでございます。

第２条　平成28年度上里町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的支出の第１款事業費を既決予定額に対しまして87万3,000円増額し、５億6,813万7,000円とするものでございます。第１項営業費用を増額する補正でございます。

次に２ページを御覧ください。

第３条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

職員給与費を既決予定額に対しまして69万3,000円増額し、1,921万3,000円とするものでございます。

以上で、水道事業会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第39号　平成28年度上里町水道事業会計補正予算（第１号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散　　会

○議長（納谷克俊君）　本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後１時４５分散会